

系統連系工事着工申込書

中国電力株式会社 御中

< 発電事業者 >

住所	
事業者名	印

< 対象設備 >

FIT 認定設備 I D	
FIT 認定発電出力 (kW)	
設備の所在地	

< 本申込に係る連絡先 >

法人等名称	
郵便番号	
住所	
ご担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

< 事業の実施に必要な許認可等への該当 >

以下に該当する場合は、チェックボックスに☑ (チェック) を入れてください。

本件対象設備に係る事業は、農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号) に基づく農業振興地域整備計画の変更 (農振除外) または農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要である

本件対象設備に係る事業は、条例に基づく環境影響評価の対象となっている

本件対象設備に係る事業は、森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) に基づく林地開発の許可が必要である

※上記に該当しない場合はチェックを入れる必要はございません。なお該当する・しないに関わらずチェックの有無について経済産業省に情報提供いたします。

< 適用除外への該当 >

FIT 認定発電出力が 2,000kW 以上の場合で、以下のいずれかに該当する場合は、チェックボックスに☑ (チェック) を入れてください。また、経済産業省が発行した確認書類を必ず併せて添付してください。

適用除外①に該当すること (2018 年 12 月 5 日 0 時時点で、電気事業法第 48 条第 1 項に基づく工事計画届出が既に不備なく受理されていること) について、経済産業省の確認を受けた

適用除外②に該当し得ること (2018 年 12 月 5 日 0 時時点で、既に林地開発許可を取得し林地開発行為着手届出が不備なく受理されていること (林地開発の許可が不要な事業の場合は、2018 年 12 月 5 日 0 時時点で既に開発工事に本格着手していることが法令に基づく公的手続によって客観的に証明できること) について、経済産業省の確認を受けた

※上記のいずれにも該当しない場合はチェックを入れる必要はございません。なお該当する・しないに関わらずチェックの有無について経済産業省に情報提供いたします。

※太枠線内にご記入・押印ください。

上記の発電事業者 (「以下、甲」) は、以下の申込要件を満たしておりますので、以下の同意事項に同意のうえ、中国電力株式会社 (「以下、乙」) に対し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号「以下、再エネ特措法」) 第 9 条第 3 項の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続するための工事の着工を申し込みます。

【申込要件】

- 本申込時点において、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原を取得済みであること
- 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更 (農振除外) または農地法に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要な場合は、本申込時点において、必要な当該変更、当該許可の取得または当該届出の受理がいずれも不備なく済んでいること

3. 条例に基づく環境影響評価が必要な場合は、本申込時点において、評価書の公告・縦覧が終了していること
4. 森林法に基づく林地開発の許可が必要な場合は、本申込時点において、当該許可を得ていること
5. 本申込時点において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）附則第4条第2項の規定（準用される場合を含む）に基づき電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第84号）附則第6条第2項に規定する事業計画書（みなし認定の事業計画書）を経済産業大臣に提出済みであること
6. 本申込時点において、乙からの請求に応じた本工事に係る工事費負担金の支払いが済んでいること

【同意事項】

- a. 本申込を甲が提出した後に、上記【申込要件】および本申込への記載内容について、事実と異なる部分があることが判明した場合、改めて系統連系工事着工申込を行うこと、また、事実と異なる部分があることが受給開始後に判明した場合は、受給開始日に乙が改めて系統連系工事着工申込を受領したものとみなすこと
- b. 本申込を甲が提出した後に、受給開始日以前に再エネ特措法第10条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の変更の認定を申請した場合、改めて系統連系工事着工申込を行うこと
- c. 上記aまたはbに基づき改めて系統連系工事着工申込を行わなければならないにもかかわらず、甲がこれを行わない場合は、受給開始日に乙が改めて系統連系工事着工申込を受領したものとみなすこと
- d. 系統連系が完了した日によって、受給開始日が再エネ特措法その他関係法令に定める運転開始期限日を超過する等、甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと。
- e. 乙が経済産業省に対し本申込に関する情報を提供することを承諾すること、および、当該提供に伴って甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと

以上

【中国電力使用欄】

管理番号 :
受領日 : 年 月 日
系統連系開始予定日 : 年 月 日

※系統連系開始日は、連系される送配電設備の状況等により変わり得るため、当社として、上記の系統連系開始予定日までの系統連系をお約束するものではないことにご留意ください。

【担当箇所】